

平成 25 年度

全国宿泊型自立訓練事業実態調査報告

## 平成25年度全国宿泊型自立訓練事業実態調査

### 調査概要

旧法通勤寮から宿泊型へ移行した52寮の内、昨年度の回答は44寮（回答率84.6%）、今年度は36寮（同69.2%）と昨年度に比して回答率は15.4ポイント下がっている。以下前年度と比較して、平成25年度調査の特徴を述べる。

空白県（宿泊型自立訓練事業所がない県）は27県と昨年度調査と変わらない。平成24年度に宿泊型自立訓練に移行した寮も平成26年には3年目を迎えるが、各地区での情報交換が難しい所もあり、今後地区を越えた日常的な情報交換の必要性が増している。

#### 〈基礎状況〉

都道府県	実施事業所数	回答事業所数	都道府県	実施事業所数	回答事業所数
北海道	5	2	滋賀県	0	0
青森県	1	1	京都府	0	0
岩手県	0	0	大阪府	2	1
宮城県	1	1	兵庫県	2	0
秋田県	2	2	奈良県	0	0
山形県	1	0	和歌山県	0	0
福島県	2	2	鳥取県	0	0
茨城県	0	0	島根県	0	0
栃木県	2	1	岡山県	2	1
群馬県	5	5	広島県	0	0
埼玉県	0	0	山口県	2	2
千葉県	0	0	徳島県	0	0
東京都	6	3	香川県	0	0
神奈川県	2	1	愛媛県	1	1
山梨県	0	0	高知県	0	0
長野県	0	0	福岡県	3	2
静岡県	0	0	佐賀県	0	0
愛知県	3	2	長崎県	7	6
岐阜県	0	0	熊本県	0	0
三重県	0	0	大分県	2	2
新潟県	1	1	宮崎県	0	0
富山県	0	0	鹿児島県	0	0
石川県	0	0	沖縄県	0	0
福井県	0	0	計	52	36

## I 事業所の状況

表1 設置主体

	事業所数	%
公立	4	11.1
法人立	32	88.9
計	36	100

公立4・法人立32となっている。(表1)

公立であっても公営はなく、事業団営が4、法人営が32となっている。(表2)

表2 経営主体別事業所数

	事業所数	%
公営	0	0
事業団	4	11.1
法人営	32	88.9
計	36	100

表3 設置年別事業所数

	事業所数	%
昭和47年～昭和50年	7	19.4
昭和51年～昭和55年	6	16.7
昭和56年～昭和60年	8	22.2
昭和61年～平成2年	6	16.7
平成3年～平成7年	3	8.3
平成7年～平成11年	5	13.9
平成12年～平成15年	1	2.8
平成16年～	0	0
計	36	100

旧法通勤寮設置年からの通算である。昭和47年から平成2年までで27寮75.0%を占め、歴史のある寮が多い。(表3)

平成24年度が17寮47.2%、平成23年度が12寮で合わせて80%を超える。23年度に移行した寮は、25年度に標準利用期間を迎えた。また24年度の移行寮は平成26年に標準利用期間を迎える。区市町村の対応が標準利用期間を柔軟に扱うか、今後明らかとなる。(表4)

表4 旧法通勤寮等から宿泊型自立訓練への移行年別事業所数

移行年	事業所数	%
平成19年	1	2.8
平成20年	0	0
平成21年	4	11.1
平成22年	2	5.6
平成23年	12	33.3
平成24年	17	47.2
計	36	100

表5 設置形態

	事業所数	%
単独型	25	69.4
多機能型	11	30.6
計	36	100

多機能型が昨年の9箇所から11箇所と微増している。この傾向は特に地方都市で顕著になるものと思われる。この場合主たる事業所としている寮が多い。(表5)(表5-2)

表5-2 多機能型の場合の事業所の形態

	事業所数	%
主たる事業所	7	63.6
従たる事業所	4	36.4
計	11	100

表5-3 多機能型事業所が実施する他の事業

	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続A型・B型	生活介護	短期入所	多機能型事業所数
事業所数	11	8	7	2	3	11
%	100	72.7	63.6	18.2	27.3	100

表5-4 多機能型事業所が実施する他の事業の詳細

(定員)

	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続A型・B型	生活介護	短期入所
事業所1	6	6		44	
事業所2	16		14		
事業所3	16	10	30		
事業所4	40				4
事業所5	6	13	10		
事業所6	6	20	20		
事業所7	10	9	24	60	6
事業所8	20				5
事業所9	10	6			
事業所10	11	15	15		
事業所11	16	6	10		

多機能型の場合の他の実施事業をみると、自立訓練(生活訓練)を実施している事業所が11事業所(100%)と最も多く、次いで就労移行支援8事業所(72.7%)、就労継続支援A型・B型7事業所(63.6%)の順となっている。(表5-3)

定員数をみると、一部に法人の実施事業も含まれている回答があるように見受けられる。(表5-4)

表6 宿舎数

	事業所数	%
1カ所	24	66.7
2カ所	2	5.6
不明・無回答	10	27.8
計	36	100

1箇所のみ運営が24寮66.7%、2箇所の運営が2寮(5.6%)となっている。(表6)

表7 定員規模別事業所数(※多機能型事業所の場合、宿泊型自立訓練のみ)

	事業所数	%
10名	7	19.4
11名	2	5.6
20名	19	52.8
30名	4	11.1
33名	1	2.8
35名	2	5.6
60名	1	2.8
計	36	100

ここでは宿泊型の定員規模を問うている。昨年に比べ、新たに11名定員寮が2箇所増えている。多機能型の定員と推察される。(表7)

表8 現在員規模別事業所数

	事業所数	%
～10名以下	9	25.0
～20名以下	16	44.4
21名以上	11	30.6
計	36	100

現在員を規模別で見ると、10名以下が9箇所、20名以下が16箇所、21名以上が11箇所であった。(表8)

表9 定員充足率(※多機能型事業所の場合、宿泊型自立訓練のみ)

	定員	現員	現員%
男	-	359	51.1
女	-	149	21.2
不明・無回答	-	194	27.6
計	755	702	100
	定員充足率		93.0

定員充足率は昨年が44寮で充足率が93.9%、今年は36寮で充足率が93.0%と0.9ポイント下がっている。昨年同様44寮で集計したら充足率はずっと下がったかもしれないと推察される。(表9)

表10 障害者就業・生活支援センターの実施状況

	事業所数	%
実施している	18	50.0
実施していない	18	50.0
計	36	100

登録者数 3,567名

18箇所とちょうど半数が実施している。登録者数は2箇所増え、昨年調査より447名の増、3,567名となっている。(表10)

表11 機関協力型ジョブコーチ事業の実施状況

	事業所数	%
実施している	16	44.4
実施していない	20	55.6
計	36	100

昨年同様16箇所が実施していると回答している。(表11)

表12 相談支援事業の実施状況

	事業所数	%
実施している	26	72.2
実施していない	10	27.8
計	36	100

実施している事業所が昨年の21箇所から5箇所増え26箇所となっている。平成27年度からの計画相談支援の本格実施を見据え、今後さらに増えることが予想される。(表12)

表13 グループホーム等共同住居の設置状況

	事業所数	%
設置している	31	86.1
設置していない	5	13.9
計	36	100

設置していない事業所は、昨年調査より減っているが、依然として5箇所ある。地区や自治体の事情もあろうが、標準利用期間のある宿泊型自立訓練事業所としては、大きなマイナス要因となっている。(表13)

表14 グループホームの制度別設置箇所数・利用者数

制度	箇所数	%
国	101	29.9
地方自治体	18	5.3
法人単独	219	64.8
計	338	100

総利用者数2,009名 うち重度者数159名

法人単独が219箇所(64.8%)となっている。地区によってはグループホーム設置枠の制限があるのか、消防法等のからみか、法人の努力により地域生活を支えている実態が垣間見える。また、グループホーム利用者2,009名のうち重度者が159名と約8%ほどおり、地域生活者の重度化もうかがえる。(表14)

表15 短期入所事業の実施状況

	事業所数	%
実施している	11	30.6
実施していない	25	69.4
計	36	100

昨年に比べ2箇所増え11箇所となっている。回答率が下がったことを考慮すると、全体ではもっと増えている可能性がある。(表15)

表16 契約以外の体験利用の状況

	事業所数	%
有	21	58.3
無	15	41.7
計	36	100

契約以外の体験利用の実施状況は21箇所と約6割が実施している。体験入寮などを実施して、入寮に繋げている事業所は、今後も多くなることが予想される。(表16)

表17 その他の事業の実施

	事業所数	%
実施している	6	16.7
実施していない	30	83.3
計	36	100

6事業所で実施しているが、今回の調査では内容は不明である。(表17)

表18 職員構成

(人)

職 種	専 任		兼 任	合 計
	常 勤	パート、非常勤等		
1. 寮 長 (管理者)	10	0	26	36
2. 副 寮 長	0	0	2	2
3. サービス管理責任者	15	0	21	36
4. 地域移行支援員	30	7	17	54
5. 生活支援員	60	21	30	111
6. 調 理 員	4	15	7	26
7. 事 務 員	5	0	2	7
8. 宿直専門員	4	21	0	25
9. 嘱 託 医	0	9	4	13
10. 生活支援ワーカー	4	2	0	6
11. そ の 他	0	6	2	8
合 計	132	81	111	324

寮長の兼任は26名で、7割を超える寮で兼任となっている。この場合宿泊型の運営に関係するグループホーム等の管理者を兼任しているかどうかは不明である。サービス管理責任者の兼任も約6割に及んでいる。地域移行支援員は全員では事業所数より多い54名となっている。法人内他事業所職員が兼務しているためか、詳細はわからない。生活支援員の専任81名中25.9%の21名が非常勤パート等となっている。また宿直専門員はパート非常勤の割合が非常に高くなっている。一方で自治体単独と思われる生活支援ワーカーも6名配置されている。宿泊型の報酬の低さを示す数字となっている。(表18)

## II 利用者の状況

表19 年齢別在所者数

年 齢	～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	合 計
人 数	4	159	256	100	91	60	32	702
%	0.6	22.6	36.5	14.2	13.0	8.5	4.6	100

20歳から29歳までが36.3%で最も高い。この数字は他の入所系に比べての特徴でもあろう。19歳以下は23.1%で移行期の利用者ニーズに応える宿泊型の特徴になっている。一方で50歳以上も13.0%おり、標準利用期間のある宿泊型としては、利用者の地域移行を考慮した場合、看過できない数字である。(表19)

表20 障害程度区分別在所者数

障害程度区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	未認定	不明・無回答	合 計
人 数	89	72	155	90	26	5	0	193	72	702
%	12.7	10.3	22.1	12.8	3.7	0.7	0	27.5	10.3	100

障害程度区分非対象の訓練等給付である宿泊型自立訓練であるが、6割を超える方が障害程度区分判定を受けている。旧通勤寮の一般就労要件は廃止されたことと、設置地区の事情のためか、区分4以上の利用者は、回答率が減ったにも係わらず昨年の3.9%から4.4%と0.5ポイント増えている。(表20)

表21 在所期間別在所者数 (宿泊型自立訓練事業に移行後の在所期間)

在所期間	1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	合 計
人 数	224	414	54	10	702
%	31.9	59.0	7.7	1.4	100

昨年調査では0名だった3～4年の利用者が10名となった。この方たちは、次の生活の場の確保が求められる。2～3年未満は昨年より回答率が減ったにも係わらず44名から54名に伸びている。この方たちは今年度「長期入院等」の標準利用期間が適用されるかどうかの時期に来る。今年度の調査で明らかになるだろう。(表21)

表22 在所期間別在所者数 (旧通勤寮からの通算期間)

在所期間	1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4年以上	不明・無回答	合 計
人 数	158	144	71	44	201	84	702
%	22.5	20.5	10.1	6.3	28.6	12.0	100

4年以上が平成24年度は26.9%、25年度は28.6%と1.7ポイント増えている。

この方たちは今年度宿泊型に移行して3年目を迎える。次の生活の場の確保が必要な方たちとなる。(表22)

表23 標準利用期間認定者数

標準期間	2年	3年	不明・無回答	合計
人数	474	106	122	702
%	67.5	15.1	17.4	100

この設問は平成25年度調査から新たに設けられた。3年を認定された方たちは15.1%となっている。この数字も平成26年にはもっと伸びることが予想される。(表23)

表23-2 標準利用期間が2年の場合の理由

	人数	%
ア) 3年を申請したが長期入院等を理由にされなかった	3	0.6
イ) 支援上2年で十分に成果があった	82	17.3
ウ) その他	332	70.0
不明・無回答	57	12.0
合計	474	100

表23-3 標準利用期間が3年の場合の理由

	人数	%
ア) 長期入院等の理由で認定された	22	20.8
イ) 支援上の必要性が理解され認定された	78	73.6
ウ) その他	6	5.7
合計	106	100

3年を申請したが「長期入院等」を理由に認定されなかった方が3名いる。この数字が平成26年度伸びるようなら、制度運用について、改めて徹底して頂く必要がある。

表24 就学歴（小学校中退は不就学，中学校中退は小学校卒とする）

	不就学	小学卒	中学卒			高校卒			専門学校	大学・短大	その他	不明	合計
			普通	特学	養護	普通	特学	定時制					
人数	4	4	71	79	36	94	367	8	6	4	16	13	702
%	0.6	0.6	10.1	11.3	5.1	13.4	52.3	1.1	0.9	0.6	2.3	1.9	100

52.3%が特別支援学校高等部卒となっている。一方で普通高校・定時制・専門学校・大学短大卒併せて16.0%という数字は平成24年度調査の8.3%に比べ約2倍となっている。回答数が平成24年度調査に比べ減っているが大きい数字である。精神障害・発達障害の方の利用が着実に増えていると思われる。(表24)

表25 保護者の状況

	父母あり			父母なし		無し	不明・無回答	合計
	両親	父のみ	母のみ	兄弟	その他			
人数	256	75	181	100	50	31	9	702
%	36.5	10.7	25.8	14.2	7.1	4.4	1.3	100

両親ありは36.5%と平成24年度に比べて割合に大きな変化はない。要養護家庭出身者が多い傾向は変わらない。(表25)

表26 年金の受給状況（20歳以上の利用者についてのみ記入）

	人数	%
受給者	429	79.6
未受給者	108	20.0
不明・無回答	2	0.4
合計	539	100

未受給者の割合が20.0%は平成24年度とほぼ変わらない。申請しても非該当になる場合は今後の地域生活移行に大きな障害となる可能性が出てくると思われる。(表26)

表27 健康保険の加入状況

	本人の保険		保護者の保険		その他	不明・無回答	合計
	国民健康保険	政府管掌・組合	遠隔地	その他			
人数	276	231	113	1	54	27	702
%	39.3	32.9	16.1	0.1	7.7	3.8	100

その他の7.7%の詳細は設問では問うていないため不明であるが、生活保護の可能性が高い。全体では国民健康保険加入が政府管掌・組合より多くなっている。利用者の一般就労状況が6割を下回っている傾向や短時間労働や小規模事業所の割合が多いことの証明となっている。(表27)

表28 月額平均総収入（給与総受給額・障害基礎年金・扶養共済・その他の収入）

	無収入	1～59,999円	60,000～79,999円	80,000～99,999円	100,000～149,999円	150,000～199,999円	200,000～299,999円	300,000円～	不明・無回答	合計
人数	33	49	131	141	190	116	13	0	29	702
%	4.7	7.0	18.7	20.1	27.1	16.5	1.9	0	4.1	100

不明・無回答29名を除いた10万円未満（無収入含む）の方の割合は50.4%となり昨年に比べ5.3ポイント増えている。無収入も4.7%おり、旧法通勤費とは異なる実態もあらわれているようだ。(表28)

### Ⅲ 就労および日中活動の状況

表29 日中活動の状況

		人 数	%
一般就労	正規雇用	112	16.0
	パート	222	31.6
	職適	5	0.7
	トライアル	2	0.3
	実習	5	0.7
小 計		346	49.3
その他	就労継続 A	61	8.7
	就労移行	28	4.0
	就労継続 B	113	16.1
	自立訓練（通所）	35	5.0
	生活介護	18	2.6
	デイサービス	3	0.4
	その他	72	10.3
小 計		330	47.0
不明・無回答		26	3.7
計		702	100

一般就労が平成24年度調査の56.3%から49.3%と7ポイント減少している。就労継続B・生活介護・デイサービスを合わせた数字は19.1%となり、平成24年度の17.8%から1.3ポイント増えている。宿泊型に移行した旧通勤寮でも一部生活施設化していた実態があることと併せて、宿泊型になってあらわれてきた大きな傾向といえよう。(表29)

表30 一般就労および就労継続 A 型の賃金形態

	月 給	日 給	時 給	その他	不明・無回答	合 計	最低賃金減額 申請者数(再掲)
人 数	70	36	274	7	20	407	23
%	17.2	8.8	67.3	1.7	4.9	100	5.7

時給が67.3%で平成24年度調査に比べ7.7ポイント増えている。一般就労が全体では減っていることと合わせ、利用者の現状に不安定さが増していることのあらわれなのだろうか。(表30)

表31 正規雇用・パート・トライアル・就労継続 A 型の月額平均賃金

	50,000円未満	50,000～ 69,999円	70,000～ 99,999円	100,000～ 149,999円	150,000円以上	不明・ 無回答	合 計
人 数	28	55	154	146	11	3	397
%	7.1	13.9	38.8	36.8	2.8	0.8	100

年金・手当を除く月額平均賃金では、10万円以上が昨年調査では約5割、平成25年度調査では約4割となっている。(表31)

表32 正規雇用・パート・トライアル・就労継続 A 型の社会保険、労働保険の有無（社会保険＝健康保険＋厚生年金、労働保険＝雇用保険＋労災保険）

	社会保険・労働 保険ともあり	労働保険のみあり	社会保険・労働 保険ともなし	不明・無回答	合 計
人 数	249	127	18	3	397
%	62.7	32.0	4.5	0.8	100

社会保険・労働保険有がほぼ昨年と変わらず62.7%となっている。社会保険加入義務化労働時間が週27時間以上となっていることと関係していると思われる。(表32)

表33 産業別就労の状況（職適含む）

		業 種	人 数	%	業 種	人 数	%		
第 一 次 産 業	農業	食堂・レストラン・ 給食等	35	10.1	第 三 次 産 業	スーパーマーケット等 卸小売	38	11.0	
		林業・漁業・その他	3	0.9			旅館・ホテル	6	1.7
		小 計	16	4.6			クリーニング	19	5.5
第 二 次 産 業	建設・土木業	金属加工 (塗装・研磨含む)	18	5.2			清掃業	46	13.3
		コンクリート	1	0.3			リサイクル業	11	3.2
		プラスチック	4	1.2			流通・配送等	21	6.1
		水産加工	8	2.3			福祉施設	24	6.9
		食肉加工	12	3.5			国家公務、地方公務	4	1.2
		建具・家具製造	0	0			その他	18	5.2
		木材加工	5	1.4			小 計	222	64.2
		縫製	8	2.3	不 明	7	2.0		
		紙器加工	5	1.4	合 計	346	100		
		印刷・製本	3	0.9	第 三 次 産 業	機械器具製造	14	4.0	
		その他	20	5.8			その他	1	0.3
		小 計	101	29.2					

第三次産業従事者が64.2%で、もの作りの現場を担う第二次産業の2倍以上となっている。その中で福祉施設が6.9%、公務員も1.2%いる。現状の産業構造の反映であろう。(表33)

## IV 援助の状況

表34 援助の程度

		日常的に援助	時に援助が必要	ほとんど必要ない	不明	合計
健康管理	人数	199	370	122	11	702
	%	28.3	52.7	17.4	1.6	100
生活面（身辺処理等）	人数	167	361	163	11	702
	%	23.8	51.4	23.2	1.6	100
物品購入・金銭管理	人数	301	301	89	11	702
	%	42.9	42.9	12.7	1.6	100
人間関係の調整	人数	222	394	75	11	702
	%	31.6	56.1	10.7	1.6	100
余暇活動	人数	133	378	180	11	702
	%	18.9	53.8	25.6	1.6	100
職業生活	人数	189	441	61	11	702
	%	26.9	62.8	8.7	1.6	100
合計（延べ人数）	人数	1,211	2,245	690	66	4,212
	%	28.8	53.3	16.4	1.6	100

「日常的に援助が必要」が最も高率だったのは「物品購入・金銭管理」の42.9%で、「時に援助が必要」と同率となっている。「職業生活」では「時に援助が必要」が62.8%だった。ちなみに、「時に援助が必要」の「時に」には非常に幅があり、このように部門別の援助の程度を問うとどの部門でも相対的に「時に援助が必要」が一番高くなるが、一方で、こうした数字にあらわれない知的に軽度の問題について現場での苦労が大きいと推察される。（表34）

表35 今後の自立の可能性（※退所後の援助体制（グループホーム・生活支援事業等）が整っていることを前提とする）（人）

在所期間	2年以内にグループホーム、アパートなどでの自立が可能	2～5年で自立可能	5年後以降も通勤寮での生活継続が望ましい	通勤寮内でも生活継続が困難	何ともいえない	不明	合計
1年未満	50	11	50	56	1	56	224
1～2年未満	140	40	82	137	6	9	414
2～3年未満	24	5	1	21	2	1	54
4年未満	6	0	0	2	2	0	10
合計	220	56	133	216	11	66	702
%	31.3	8.0	18.9	30.8	1.6	9.4	100

地域支援体制が整っていることを前提とした設問であるが、「2年以内にグループホーム、アパートなどでの自立が可能」と「2～5年程度で自立可能」が合わせて39.3%、それに対して「5年後以降も通勤寮での生活継続が望ましい」と「通勤寮でも生活継続が困難」が合わせて49.7%と10.6ポイント高い。この「旧通勤寮程度の支援体制がないと地域生活の継続は困難」と思われる方たちの行く先はどこになるのだろうか。制度的に現状の障害者支援施設では対応できない。（表35）

## V 入退寮の状況

入寮	221名
退寮	220名

前年度調査では回答全体で退寮者が入寮者を26名ほど上回っていたが、平成25年度調査では1名入寮者が上回るにとどまった。

表36 入寮前（3ヶ月前まで）の生活の場（※平成24.4.1～平成25.3.31に入寮してきた者についてのみ記入）（人）

年齢		15～17歳	18～19歳	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～	合計
家庭	養護学校通学	11	50	0	0	0	0	0	61
	一般就労	0	6	10	1	5	2	3	27
	日中障害福祉サービス	0	5	7	0	1	1	1	15
	その他	0	5	7	0	3	0	0	15
養護学校寄宿舎		0	12	1	0	0	0	0	13
能力開発校・能力開発センター寄宿舎		0	0	0	0	0	0	0	0
障害児支援施設		3	10	1	0	0	0	0	14
知的障害者支援施設		0	2	10	1	3	3	6	25
児童養護施設		0	13	0	0	0	0	0	13
他の社会福祉施設		0	0	0	0	0	0	0	0
グループホーム等共同住居		0	0	5	2	4	1	3	15
アパート等		0	0	0	0	1	0	0	1
社員寮・住み込み		0	0	0	0	1	2	1	4
矯正施設等		0	0	0	1	2	2	1	6
精神病院		0	0	0	2	1	2	3	8
その他		0	2	0	0	1	1	0	4
合計		14	105	41	7	22	14	18	221

入寮者のうち、19歳以下の割合が前回（51.1%）今回（53.8%）ともに半数を超えている。この数字も「学業期から就労期への移行支援」が基本的な支援である「旧法通勤寮」（宿泊型）の特徴となっている。一方で40歳以上も前回（14.0%）今回（14.5%）ともに15%弱と一定の数字がある。地域生活者の緊急保護的な機能も担っているといえるかもしれない。現員（702名）に占める入寮者の割合は31.5%とほぼ3割を占めている。（表36）



表37 平成24年度退寮先の状況（※平成24.4.1～平成25.3.31に入寮してきた者についてのみ記入） (人)

年 齢	15～17歳	18～19歳	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	合 計	
就労継続して退寮	グループホーム等共同住宅	0	2	52	16	8	14	7	5	104
	アパート等	0	2	10	2	5	0	1	0	20
	社員寮・住み込み	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	家庭	7	9	31	5	0	1	1	1	55
	その他	0	1	1	1	1	0	0	0	4
就労困難等にて退寮	知的障害者施設	0	0	5	1	2	0	3	2	13
	他の社会福祉施設	0	0	1	0	1	1	1	1	5
	家庭	1	0	3	0	2	0	0	0	6
	病院	0	0	0	0	2	1	1	0	4
	死亡	0	0	0	0	1	0	1	0	2
その他	0	1	0	1	1	1	0	2	6	
合 計	8	15	103	26	23	19	15	11	220	

就労を継続して退所した利用者のうち47.3%がグループホーム、25%が家庭に生活の場を移している。前年度に比べ、グループホームが9.1ポイント減、家庭が7.9ポイントの増であった。一方で就労困難等にて退寮した方も退寮者全体の16.4%であった。

現員に占める退寮者の割合は昨年調査が32.7%、平成25年度調査が31.3%とほぼ前年並みとなっている。恒常的に全体の3割が入れ替わっており、現状では通過施設として機能している実態がある。(表37)

## Ⅵ 地域生活者の援助状況

表38 地域生活者の援助の状況 (人)

	男	女	合 計	結婚生活者（再掲）			
				男	女	合 計	
旧通勤寮經由宿泊型自立訓練	グループホーム等共同住居	541	280	821	17	19	36
		40.6%	21.0%	61.6%	26.6%	29.7%	56.3%
	アパート等	50	31	81	11	8	19
		3.8%	2.3%	6.1%	17.2%	12.5%	29.7%
	社員寮・住み込み	1	0	1	0	0	0
		0.1%	0%	0.1%	0%	0%	0%
家庭	49	15	64	0	0	0	
	3.7%	1.1%	4.8%	0%	0%	0%	
その他	3	2	5	0	0	0	
	0.2%	0.2%	0.4%	0%	0%	0%	
旧通勤寮非經由宿泊型自立訓練	グループホーム等共同住居	171	96	267	5	3	8
		12.8%	7.2%	20.0%	7.8%	4.7%	12.5%
	アパート等	8	3	11	0	1	1
		0.6%	0.2%	0.8%	0%	1.6%	1.6%
	社員寮・住み込み	1	0	1	0	0	0
		0.1%	0%	0.1%	0%	0%	0%
家庭	52	19	71	0	0	0	
	3.9%	1.4%	5.3%	0%	0%	0%	
その他	9	2	11	0	0	0	
	0.7%	0.2%	0.8%	0%	0%	0%	
合 計	885	448	1,333	33	31	64	
	66.4%	33.6%	100%	51.6%	48.4%	100%	

前年度の集計では宿泊型自立訓練が44寮、その現員が911名であった一方、地域生活者への援助状況が2,510名と、現員で割ると2.76倍の地域生活者を支援していた。平成25年度は集計36寮、現員702名で地域生活者の援助者が1,333名、同様に現員で割ると1.89倍であった。前年同様、援助者の属性で一番多いのはグループホームのバックアップ1,088名(81.6%)、次にアパート等単身生活支援で92名(6.9%)となっている。旧法通勤寮の時代から地域生活者の拠点として機能している実態は変わらない。(表38)

## Ⅶ 終わりに

旧法通勤寮が障害者総合支援法の宿泊型自立訓練に移行して2年目、実態調査で回答した事業所の合計からみると全体の3割の利用者が入寮し、そして地域移行を果たしている。入退寮の合計からみれば、24年度調査では570名が入退寮、平成25年度調査では441名が入退寮したこととなり、24年度は1寮あたり13名、25年度は12名が新たな障害福祉サービスの機会を得たことになる。標準利用期間のある障害福祉サービスとして十分な実績を挙げているといえよう。しかし、個々の事業所の運営状況については別問題である。地域移行を果たせば果たすほど運営が困難になる状況は変わらない。

障害者総合支援法では、「共生社会の実現」「地域移行」を法の基本理念に挙げているが、この基本理念に極めて忠実な事業である「宿泊型自立訓練事業」が実績を挙げれば挙げるほど運営が困難になる制度設計は間違いではなからうか。実績を挙げれば安定運営が可能となるように制度設計を改めなければ、今後とも事業所は減り続けることが予想される。

具体的な提案としては、「定員数に応じて一定の報酬を補助する仕組みを導入する」「標準利用期間3年までは報酬の減額をしない」「長期入院等を現行の3年ではなく4年に延長し、最長5年間はサービスを受けられる仕組みとする」などである。

文責 東京都葛飾通勤寮 坂本 光敏

※平成25年4月1日現在でご回答下さい。(項目によっては平成24.4.1～25.3.31)  
※該当する番号及び符号を○印で囲み、空欄部分をご記入下さい。

## I 施設・事業所の状況 平成25年4月1日現在

①施設・事業所名	TEL
②所在地	

③ 設置主体 1. 公立 2. 法人立

④ 経営主体 1. 公営 2. 事業団 3. 社会福祉法人

⑤ 設置年月日 昭和・平成  年(西暦  年)  月  日

⑥ 旧法通勤寮等から宿泊型自立訓練事業に移行した年月日  
【平成 年 月 日】

## ⑦ 事業所について

(1) 設置形態について

1. 単独型 2. 多機能型

多機能型の場合 ⇒ (1. 主たる事業所 2. 従たる事業所)

(2) 実施事業について

1. 自立訓練(定員 名) 2. 就労移行支援(定員 名) 3. 就労継続A・B(定員 名)  
4. 生活介護(定員 名) 5. 短期入所(定員 名)

(3) 宿舍数  ⇒ 各々の定員 (① 名・② 名・③ 名・④ 名)

※多機能型の場合、宿泊型自立訓練事業利用者についてのみ、お答えください。

⑧定員  人 ⑨現員 1. 男  人 2. 女  人 3. 計  人

※ 以下については、法人が運営し、日常的に宿泊型自立訓練事業と連携をしている前提でお答えください。

⑨ 障害者就業・生活支援事業の実施 1. 有 → 登録者数( 名) 2. 無

⑩ 機関協力型ジョブコーチ事業の実施 1. 有 2. 無

⑪ 相談支援事業の実施 1. 有 2. 無

## ⑫ グループホーム等共同住居設置状況

(1) 設置の有無 1. 有 → か所数( か所) 2. 無

(2) 制度別か所数 1. 国 → ( か所) ・グループホーム等利用者数  名  
2. 地方 → ( か所) 3. 法人単独 → ( か所)

(3) 利用者数合計 → ( 人)

(4) 利用者中の重度者数 → ( 人)

⑬短期入所事業の実施 1. 有 2. 無 宿泊型自立訓練事業と併設の場合、お答えください。

(1) 有の場合

(定員 人)

(2) 平成24年度の実績

延日数 人 日

⑭契約以外の体験利用の状況 (平成24.4.1～25.3.31) 1. 有 延日数 人 日 2. 無

⑮その他の事業(国・地方自治体・施設単独)の実施

1. 有 → ( ) 2. 無

⑯職員構成

(人)

職 種	専 任		兼 任		人数 常勤換算
	常 勤	パート非常勤等	人 数	宿泊型 常勤換算 (%)	
1. 寮 長 (管理者)					
2. 副 寮 長					
3. サービス管理責任者					
4. 地域移行支援員					
5. 生活支援員					
6. 調 理 員					
7. 事 務 員					
8. 宿直専門員					
9. 嘱 託 医					
10. 生活支援ワーカー					
11. そ の 他 ( )					
合 計					

Ⅱ 利用者の状況 (平成25年4月1日現在)

※ 多機能型の場合、宿泊型自立訓練事業利用者についてのみ、お答えください。

① 年齢別在所者数

年 齢	17才以下	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	合 計
人 数								

② 障害程度区分 ※区市町村が実施している場合は、お答えください。

障害程度区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	未認定	合 計
人 数									

③ 利用期間別 在所者数 (宿泊型自立訓練事業に移行した後の在所期間)

在所期間	1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	合 計
人 数					

④ 利用期間別 在所者数 (旧法通勤寮からの通算期間)

在所期間	1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4年以上	合 計
人 数						

⑤ イ 標準利用期間認定者数

標準期間	2年	3年	合 計
人 数			

⑥ ロ 2年の場合の認定理由

認定理由	人 数
ア 3年を申請したが長期入院等を理由にされなかった	
イ 支援上2年で十分に成果があった	
ウ その他	
合計	

⑦ ハ 3年の場合の認定理由

認定理由	人 数
ア 長期入院等の理由で認定された	
イ 支援上の必要性が理解され認定された	
ウ その他	
合計	

⑧ ⑤一ロー(ア)「3年を申請したが、長期入院等を理由にされなかった」場合についての自由意見

[ ]

⑨ 就学歴 ※小学校中退は不就学、中学校中退は小学校卒とする

	不就学	小学卒	中学卒			高校卒			専門 学校	大学 短大	その他	不明	合計
			普通	特別支 援学級	養護	普通	特別支 援学級	定時制					
人 数													◎

⑩ 保護者の状況

	父母あり			父母なし		無し	不明	合計
	両親	父のみ	母のみ	兄弟	他			
人 数								◎

⑪ 障害基礎年金の受給状況 ※20歳以上の利用者についてのみ記入のこと

(人)

受 給 者	
未受給者	
不 明	
合 計	▼

⑫ 健康保険の加入状況

	本人の保険		保護者の保険		その他	合 計
	国民健康保険	政府管掌・組合	遠隔地	その他		
人 数						

⑬ 月額平均総収入（給与総受給額・障害基礎年金・扶養共済・その他の収入）

	無収入	1～ 59,999円	60,000～ 79,999円	80,000～ 99,999円	100,000～ 149,999円	150,000～ 199,999円	200,000～ 299,999円	300,000円 ～	合 計
人 数									

Ⅲ 就労及び日中活動の状況（平成25年10月1日現在）

①日中活動の状況 (人)

一般就労	正規雇用	
	パート	
	職適	
	トライアル	
	実習	
	小 計	
その他	就労継続A	
	就労移行	
	就労継続B	
	自立訓練（通所）	
	生活介護	
	デイサービス	
	その他	
小 計		
合 計		

②一般就労および就労継続A型の賃金形態

賃金形態	月 給	日 給	時 給	その他	合計	最低賃金減額申請者数 (再掲)
人 数						

③正規雇用・パート・トライアル・就労継続A型の月額平均賃金（総受給額）

	50,000円 未満	50,000～ 69,999円	70,000～ 99,999円	100,000～ 149,999円	150,000円 以上	合計
人 数						■

④正規雇用・パート・トライアル・就労継続A型の社会保険、労働保険の有無

※社会保険＝健康保険＋厚生年金      労働保険＝雇用保険＋労災保険

	社会保険・労働保険 両方ともあり	労働保険のみ あり	社会保険・労働保険 両方ともなし	合 計
人 数				■

⑤産業別就労の状況 ※正規雇用、パート、職適、トライアル、就労継続 A型についてのみ記入のこと

業 種		人 数	業 種		人 数	
第一産業	農業		第三産業	食堂・レストラン・給食等		
	林業・漁業・その他			スーパーマーケット等卸小売		
	小 計			旅館・ホテル		
第二産業	建設・土木業			クリーニング		
	製造業	金属加工（塗装・研磨含む）			清掃業	
		コンクリート			リサイクル業	
		プラスチック			流通・配送等	
		水産加工			福祉施設	
		食肉加工			国家公務、地方公務	
		建具・家具製造			その他	
		木材加工		小 計		
		縫製		不 明		
		紙器加工		合 計	■⑥	
		印刷・製本				
		機械器具製造				
		その他				
小 計						

IV 援助の状況（平成25年4月1日現在）

①援助の程度

	日常的に援助が必要	時に援助が必要	ほとんど必要ない	合 計
健康管理				◎
生活面（身辺処理等）				◎
物品購入・金銭管理				◎
人間関係の調整				◎
余暇活動				◎
職業生活				◎
合 計				

②今後の自立について ※退所後の援助体制（グループホーム・相談支援事業等）が整っていることを前提に記入  
宿泊型自立訓練移行後の期間について記入してください。

在所期間	1年以内にGH・CH等で自立が可能	1年6ヶ月以内にGH・CH等で自立可能	2年以内にGH・CH等で自立可能	2年以内では困難	宿泊型内でも生活継続が困難	地域移行は不明	合 計
1年未満							△
1～2年未満							
2～3年未満							⊥
4年未満							
合 計							◎

V 入退寮の状況

①平成24年度入退寮者数（人）※平成24.4.1～25.3.31に入寮してきた者と退寮した者の数を記入のこと

入寮者数	退寮者数
◇	☆

②入寮前（3ヵ月前まで）の生活の場 ※平成24.4.1～25.3.31に入寮してきた者についてのみ記入のこと

年 齢		15～17	18～19	20～24	25～29	30～39	40～49	50～	合 計
家 庭	養護学校通学								
	一般就労								
	日中障害福祉サービス								
	その他								
	養護学校寄宿舎								
能力開発校・能力開発センター寄宿舎									
障害児支援施設									
障害者支援施設									
児童養護施設									
他の社会福祉施設									
グループホーム等の共同住宅									
アパート等									
社員寮・住み込み									
矯正施設等									
精神病院									
その他									
合 計									

③平成24年度退寮先の状況 ※平成24.4.1～25.3.31に退寮した者についてのみ記入のこと

年 齢		15～17	18～19	20～24	25～29	30～39	40～49	50～59	60～	合 計
就 労 継 続 し て 退 寮	グループホーム等共同住宅									
	アパート等									
	社員寮・住み込み									
	家庭									
	その他									
就 労 困 難 等 に て 退 寮	知的障害者施設									
	他の社会福祉施設									
	家庭									
	病院									
	死亡									
その他										
合 計										☆

VI 地域生活者の援助状況 平成 25 年 4 月 1 日現在 (旧通勤寮からの総計を記入してください。)

(人)

		男	女	合 計	結婚生活者数 (再掲)		
					男	女	合計
旧 通勤寮 経 由	宿泊型自立訓練						
	グループホーム等共同住居						
	アパート等						
	社員寮・住み込み						
	家庭						
	その他						
旧 通勤寮 非 経 由	宿泊型自立訓練						
	グループホーム等共同住居						
	アパート等						
	社員寮・住み込み						
	家庭						
	その他						
合 計							

お忙しいなか、ご協力ありがとうございました。